



まごころ少額短期保険の 親子のための保険シリーズ

親子のための就学トラブル相談保険+傷害保険

こどもの成長は十人十色。こどもにかかわる細やかな補償を準備しました。

各保険パンフレット

目次



山岳遭難・捜索救助費用保険金

親子のための賠償責任保険 2P
(傷害保険)



傷害保険金付

親子のための身の回り品保険 4P
(傷害保険)



親子のための対人トラブル相談保険 6P
(親子のための就学トラブル相談保険)



親子のための弁護士保険 8P
(親子のための就学トラブル相談保険)

まごころ少額短期保険株式会社

お客様窓口：0570-550-514
平日10:00~17:00 土日祝日年末年始お休み



子供が不慮の事故で物を壊したときの保険で、月々250円でご加入いただけます。

賠償責任保険とは？

- 賠償責任保険とは、被保険者(被保険者と生計を共にする同居の親族も含む。)が他人の身体の傷害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払うものです。
- 山岳遭難・捜索救助費用保険金は、キャンプなどで日本国内の山で遊んでいるときに、子供が迷子や行方知れずになったときに警察に連絡し、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 但し、親子のための対人トラブル保険、親子のための弁護士保険を同時にお申込をされる場合に限り、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

○支払われる例

子供や同居の親族が、責任開始日以後に他人の体にケガを負わせたり、他人の物を壊したとき、または山遊びに行き道迷いで警察に通報して捜索をしたときに保険金が支払われます。具体的には次のような事例等が補償対象になります。

1. 友達から借りていたゲーム機を壊した場合。
2. 散歩中に犬が通りすがりの人にかみついた場合。
3. 子供が遊んでいて友達をケガをさせた場合。
4. 子供が自転車で通りすがりの人にケガをさせた場合。
5. 子供が山に遊びに行き行方不明になった場合。



友達のゲーム機を壊してしまった。



散歩中に犬が友達に噛みついた。



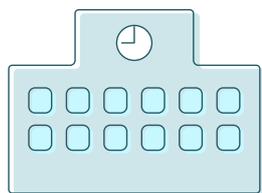
子供が自転車で人をはねた。



山遊びに行きはぐれてしまった。

×支払われない例

例えば、次のような場合は補償の対象外です。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



学校内での事故は対象になりません。



部活動で賠償責任保険に加入の場合は対象外です。



職務を遂行している場合は対象外です。



二輪車や四輪車の車両事故は対象外です。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
賠償責任補償保険	最大 1,000 万円	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次の1および2に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が他人(注1)の身体の障害(注2)または他人(注1)の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して賠償責任補償保険金を支払います。 1. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不慮の事故 2. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保険証券記載の住居(敷地内の動産を含みます)の所有・使用または管理に起因する不慮の事故 (注1) 傷害保険普通保険約款においては、第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。 (注2) 本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。
	免責額 3万円	

名称	保険金額	支払事由
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	最大 300 万円 免責額 3 万円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認定され、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等 2. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3. 被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等

保険料 (月払)	小学校			中学校			高校		
	保険料			一律 250 円					

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。
免責理由は次のとおりです。

賠償責任 補償保険	<p>被保険者および生計を共にする同居の親族が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の故意 2. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の精神および行動の障害（別表 2）を原因とする事故 3. 戦争、その他の変乱 4. 地震、噴火または津波 5. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。 6. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の日常生活に起因しない、第三者への不法行為となる損害賠償責任 7. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の職務遂行に直接起因する損害賠償責任および契約上の責任または契約上加重された責任 8. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の住居等の日常生活に供されている以外の動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 9. 被保険者と生計を共にする同居の親族が起こした一方の他方に対する損害賠償責任 10. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の使用人が被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。 11. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 12. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 13. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 14. 航空機、船舶・車両（注 3）、銃器（注 4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注 3）原動力が専ら人力であるものを除きます。（注 4）空気銃を除きます。 15. 日本国外における日常生活で生ずる損害賠償責任
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（注） （注）重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登業を行い、遭難する損害が被るとをいいます。 2. 保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 4. 被保険者の精神および行動の障害（別表 2）を原因とする事故 5. 戦争、その他の変乱 6. 地震、噴火または津波 7. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。 8. 日本国外における山岳遭難・捜索

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申してください。

1. 事故が発生した時は、当社まで速やかにご連絡ください。保険金をお受け取り頂くための手続きが必要となります。ご連絡をいただければ、当社からあらためてご説明をさせていただきます。
2. 示談交渉について
この保険では、「示談交渉サービス」、または、それに関する費用を支払仕組みには原則なっていません。
3. 先取特権について
保険法に基づき、損害賠償請求者は、保険金請求権について先取特権を有します。



子供が不慮の事故で物を壊したときの保険で、月々200円でご加入いただけます。

身の回り品損害費用保険とは？

- 日本国内において転ぶといった不慮の事故によって医療機関に通院した場合、または身体に傷害が発生する事由において身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払います。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 但し、親子のための対人トラブル保険、親子のための弁護士保険を同時にお申込をされる場合に限り、保険のお申込をされた日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

○支払われる例

子供が日本国内において転倒して、ケガをして通院したとき、または不慮の事故によりケガをして身の回り品が壊れたときに支払の対象になります。例えば、つぎのような事例等が補償対象になります。

1. 子供が坂道で転んでケガをして通院した。
2. 子供が自転車で転倒してケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
3. 子供が階段から転落してケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
4. 子供が火傷をし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。
5. 子供が動物から襲われた際にケガをし、それと同時に物を壊し、病院で治療、目撃者が証明してくれた場合。



階段で転んでスマホを壊した。



子供が火傷をした際にゲーム機を落とした。



事故で治療している。



事故の証明をしてくれる人がいる。

×支払われない例

例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。

なお、親の身の回り品の損害は補償の対象外です。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



不注意で物が壊れても対象にはなりません。



眼鏡や衣服などの身の回り品などの免責品があります。



ケガをしている証明がないと支払われません。



事故を証明してくれる人がいないと支払われません。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
身の回り品損害費用保険金	最大 10 万円 免責額 1,000 円	<p>被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、保険価額が 30 万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象になりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リュージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハングライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物 3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる物 4. 動物および植物 5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券及び旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物 6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物

名称	保険金額	支払事由
傷害通院 保険金	日額 1,000 円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以降に発生した不慮の事故による障害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為を例外的医療行為にあたる往診

保険料 (月払)	小学校			中学校			高校		
	保険料			一律 200 円					

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。
免責理由は次のとおりです。

身の回り品 損害費用 保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の薬物依存（傷害保険普通保険約款 別表 2 参照） 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失 4. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 5. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱 9. 地震、噴火または津波 10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。 11. 8から10までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 12. 10 以外の放射線照射または放射能汚染 13. 保険の対象の欠陥 14. 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等 15. 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害 16. 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故 17. 保険の対象である液体の流出 18. 保険の対象の置き忘れまたは紛失 19. 磁気テープ、磁気ディスク、USB メモリ、SD カード等の持ち運びが容易な記録メディアまたはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害 20. 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 21. 楽器の音色または音質の変化 22. 他人から預かっている財物
傷害通院 保険金	<p>被保険者が、のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の薬物依存（傷害保険普通保険約款 別表 2） 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失 4. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 5. 被保険者の精神および行動の障害（傷害保険普通保険約款 別表 2）を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱 9. 地震、噴火または津波 10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。 11. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。） 12. 日本国外における傷害入院および傷害通院による療養

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申込ください。

1. 身の回り品損害費用保険金は、再調達保険ではありません。修理費または現在価値の何れかで支払います。それゆえ修理の見積もりまたは現在の価値が判別できる書類の提出をお願いします。
2. 身の回り品損害費用保険金は、免責品がありますのでその点はお申し込みの際に重要事項説明書または約款でご確認ください。
3. 身の回り品損害費用保険金は、不慮の損傷の証明のために医療機関の領収証、または第三者による証明書が必要になります。
4. 身の回り品損害費用保険金は、自らの支出の有無は問いません。
5. 身の回り品損害費用保険金は、自らの所有、または管理・監督していた物品を対象にします。
6. 傷害通院保険金は、身の回り品損害費用保険金の請求が無くても、ケガの通院保険としても使用できます。



親子のための対人トラブル相談保険

(親子のための就学トラブル相談保険)



子供が小学校から高校までの期間で対人トラブルになった際の保険
月々230円～90円でご加入いただけます。

対人トラブル相談保険とは？

○被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺（自殺未遂は含みません。）」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局、または警察等の公的機関に相談した後に、保険契約者または被保険者が当社が定めるカウンセラー（注）に対人トラブルに関する相談（電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。）を行った場合に、その費用（相談費用および助言支援費用、電話代等の通信費、または対面等のための交通費を含む。）を保険金として支払います。

(注) 精神科医、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、ガイダンスカウンセラー、産業カウンセラー、認定心理士、公認心理士、行政等から過去にスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカー、または過去にスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーに準ずる役割を与えられたことがある者を指します。

○当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
○但し、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

○支払われる例

具体的には次のような事例等がおこったときに対象になります。なお、保険をつかうには、まず学校等に相談することが必須です。

1. 子供が学校に行きたくないと言い出した場合。
2. 子供が家に帰るのが遅くなった場合
3. 子供の服装や言葉使いがかわってきた場合
4. 「いじめ」に遭遇し子供の環境を変えるために転校する場合



子供が学校に行きたくないといいだした。



子供の帰りが遅くなった。



08:00...



子供の言葉使いや服装が変わってきた。



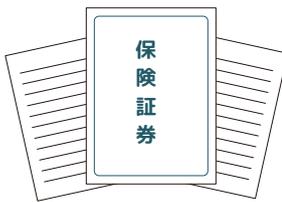
「いじめ」に遭遇し子供の環境を変えるため転校した。

×支払われない例

例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



学校、法務局、警察へ相談していない場合は対象になりません。



責任開始日前に起こっている問題は対象にはなりません。



親の都合による転校は対象になりません。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
対人トラブル相談費用保険金	最大5万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款別表1に定めるカウンセラーに対人トラブルに関する相談（電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。）を行った場合に、その費用（相談費用および助言支援費用、電話代等の通信費、または対面等のための交通費を含む。）を保険金として支払います。なお、カウンセラーにおける相談とは保険契約者または被保険者の心情を汲み取ることを主とし、状況を変化させられる助言または研修、心情のコンディションを整える支援、または、学校に通えるようにする支援のことをいいます。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と別表に定めるカウンセラーからの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り、相談したカウンセラーに保険金を直接支払います。 4. 支払われる保険金額については、親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款別表2の支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

名称	保険金額	支払事由
転校費用 保険金	定額 10 万円	1. 保険事故後に、被保険者が転校（別の学校への転校、引越による転校、自宅における IT 等を活用した学習活動、フリースクール等を含む。）を学校から認められた場合、または自主的に退学した後に別の高等学校に再入学した場合に、定額の保険金を支払います。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書、学校からの転校に関する書類、または、これに代わるべき書類に準ずる書類をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 支払われる保険金額については、親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款別表 2 の支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

保険料 (月払)	保険料		
	小学校	中学校	高校
	170 円	230 円	90 円

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。

①免責理由は次のとおりです。

対人トラブル 相談費用 保険金 (注 1)

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為。
2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為。
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
（注 2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
4. 国または公共団体の強制執行または即時強制
5. 被保険者とその親族（注 3）との間で生じた紛争。
（注 3） 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

転校費用 保険金 (注 1)

（注 1）被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款 第 10 条（保険金の請求、支払の手続き）に基づき、対人トラブル相談費用保険金、転校費用保険金において該当する保険金を支払います。

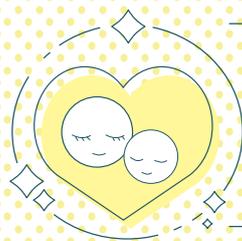
②免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。

1. 契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に遭遇していた場合、または保険契約者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に対して学校、法務局または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
2. 保険事故が発生する前に、カウンセラーへの相談、転校を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
3. 被保険者および保険契約者が、故意または重過失により事実の告知または事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示（改ざんを含みます。）を行った場合は、保険金を支払いません。

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申込ください。

1. 転校費用保険金を使用した時点で本保険契約は消滅します。



親子のための 対人トラブル 相談保険

親子のための就学トラブル相談保険



子供が小学校から高校までの期間で子供が対人トラブルになった際の保険で、
 月々390円～130円でご加入いただけます。

弁護士保険とは？

- 被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺（自殺未遂は含みません。）」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局、または警察等の公的機関に相談した後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談または弁護士相談費用保険金の支払い対象となる弁護士委任(注)を行った場合、当社の定める費用（電話代等の通信費、または、対面等のための交通費等を含みます。）を保険金として支払います。
 (注)弁護士委任とは、保険契約者が、学校に対する転校を求める交渉、学校または特定の相手方に対する示談交渉、学校または特定の相手方に対する裁判を弁護士(ただし、業務停止中の弁護士は除く。)にご契約者の代りに行ってもらうことです。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- なお、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

○支払われる例

学校、警察、法務局に相談を行ったうえで、弁護士に相談等した際に補償の対象になります。
 例えば、次のような事例等が補償対象になります。

1. 子供がゲームで課金して高額請求されている場合。
2. 子供が好きなテレビ番組を違法アップロードしている場合。
3. 子供の写真が勝手にアップロードされている場合
4. 学校に転校を相談しても応じてくれない場合



身に覚えのない請求？
 子供の身に何か起きている？



子供が著作権侵害？子供の
 身に何か起きている？



子供の写真が拡散？発信
 者情報開示請求を検討



いじめが改善されない。
 学校に転校を依頼したい。

×支払われない例

例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。また、親個人の相談は補償の対象外です。
 お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



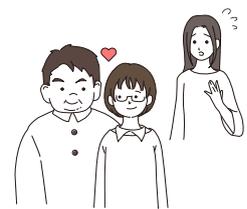
学校、法務局、警察へ相談して
 いない場合は対象になりません。



責任開始日前に起きている
 問題は対象にはなりません。



親の離婚や虐待等による
 相談は対象外です。



子供に全く関係のない
 相談は対象外です。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
弁護士委任前 相談費用 保険金	最大 10 万円 自己負担割合 相談費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談を行った場合、親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款別表 2 に定める費用（電話代等の通信費または、対面等のための交通費を含みます。）を保険金として支払います。 2. 弁護士委任前相談は、保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 弁護士相談の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 4. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合相談費用を除いた額を相談した弁護士に保険金を直接支払います。 5. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りです。ただし、業務停止中の弁護士は除きます。 6. 日本の裁判所で行う裁判及び日本の法律に則るものに限りです。 7. 支払われる保険金額については、普通保険約款 別表 2 に定める支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

名称	保険金額	支払事由
弁護士委任費用保険金	最大 10 万円 自己負担割合 相談費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、弁護士委任前相談費用保険金の支払い対象となる相談を行った後に、保険契約者または被保険者が弁護士委任を行った場合は、当社が定める費用を保険金として支払います。 2. 弁護士を委任した際の弁護士報酬は、着手金方式または時間報酬制方式のいずれかの方式に対して保険金を支払います。なお、着手金方式と時間報酬制方式の併用はできません。 3. 弁護士報酬における着手金方式は、着手金、日当、実費を支払います。 4. 弁護士報酬における時間報酬制方式は、1 時間当たりの委任事務処理単価である 2 万円に、その処理に要した時間（移動に要した時間を含む。）を乗じた額によって計算された額と実費を支払います。 5. 裁判外の委任における時間報酬制方式に関して、終了時期が明確でない場合は、保険契約者または被保険者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から 90 日経過した日の翌日をもって委任は終了したものとします。 6. 弁護士委任費用保険金は 200 万円を限度として支払いますが、着手金方式において経済的利益が算出計算できない場合は 60 万円を限度とします。 7. 弁護士委任の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 8. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 9. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合委任費用を除いた額を委託した弁護士に保険金を直接支払います。 10. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りです。ただし業務停止中の弁護士は除きます。日本の裁判所で行う裁判及び及び日本の法律に則るものに限りです。 11. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

保険料 (月払)	保険料			
	小学校	中学校	高校	
	390 円	250 円	130 円	

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。

①免責理由は次のとおりです。

弁護士委任前相談費用保険金

(注 1)

弁護士委任費用保険金

(注 1)

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為。
2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為。
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
（注 2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
4. 国または公共団体の強制執行または即時強制
5. 被保険者とその親族（注 3）との間で生じた紛争。（注 3）6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

(注 1) 被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款第 10 条（保険金の請求、支払の手続き）に基づき、弁護士委任前相談費用保険金、弁護士委任費用保険金において該当する保険金を支払います。

②免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。

1. 契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に遭遇していた場合、または保険契約者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に対して学校、法務局または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
2. 保険事故が発生する前に、弁護士相談、弁護士委任を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
3. 被保険者および保険契約者が、故意または重大過失により事実の告知または事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示（改ざんを含みます。）を行った場合は、保険金を支払いません。

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申してください。

1. 弁護士委任費用保険金が限度額に達した際は、保険契約は消滅します。
2. 被保険者が高等学校（高等専門学校または看護高等学校を含みます。）を退学した際は、保険期間の満了日まで保険契約を継続できます。また被保険者が高等学校を退学した後に別の高等学校に再入学した場合も保険契約を継続できます。ただし、被保険者が 18 歳に達する学校等の教育機関の事業年度末までとします。
3. 裁判外の委任において弁護士報酬に時間制報酬方式を採用した場合は保険契約者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から 90 日を経過した時点で弁護士委任費用保険金は終了し、本保険契約は消滅します。